

みなし配置のサービス管理責任者となる要件

1 年間配置が可能な場合

サービス管理責任者等が、退職や休職などのやむを得ない事由により欠けた場合、実務経験要件を満たす者については、サービス管理責任者等とみなして配置することができます。

配置可能期間

欠如した日から **1 年間**

要件

サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如していること

実務経験要件を満たしていること

最長 2 年間配置可能な場合

次の要件をすべて満たす場合は、実践研修を修了するまでの間、サービス管理責任者等とみなして配置することができます。

配置可能期間

実践研修修了まで

最長 2 年間

要件

実務経験要件を満たしていること

サービス管理責任者等が欠如した時点で、**既に基礎研修を修了している**こと

サービス管理責任者等が**欠如する前から当該事業所に配置されている**こと

実践研修の受講に必要な実務経験について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系については、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2 年以上」としてありますが、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6 月以上」とします。

詳しくは兵庫県 HP よりご覧ください。↓

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/04sabikanzyukouzuki.html>